

民法改正等に伴う物品供給等契約約款の改正について（お知らせ）

令和2年2月28日

改正民法が令和2年4月1日から施行されること等に伴い、岡山市物品供給等契約約款を以下のとおり改正します。

なお、令和2年4月1日以降に締結する契約を対象とします。

記

1 主な変更点

- 「瑕疵担保」が「契約不適合責任」に代わり、履行の追完請求と代金減額請求を規定。
- 発注者と受注者の契約解除権を催告解除と無催告解除に分けて規定。

2 改正後の約款の掲載場所

市 HP > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札・契約制度 > 規程集（物品・委託・コンサル）
物品 > 岡山市物品供給等契約約款（令和2年4月1日以降契約用）

アドレス：http://www.city.okayama.jp/zaisei/kanri/kanri_00006.html

岡山市財政局財務部契約課 TEL(086)803-1195 FAX(086)803-1736 E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp
